

宮崎県地方史研究連絡協議会会則

(会の名称)

第1条 この会は、宮崎県地方史研究連絡協議会（宮史連）と称し、事務局を宮崎県立図書館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、地方史研究に関わる機関、団体及び個人の相互連携を図り、研究成果の交流並びに史・資料及び情報の交換につとめ、宮崎県を中心とする地方史研究の推進を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 1 機関誌の発行
- 2 研究協議会・研究発表会の開催
- 3 講習会・展示会等の開催
- 4 県内史・資料の収集あっせん
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 この会は、宮崎県の地方史研究に関わる機関・団体及び個人でこの会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。
ただし、会費2年以上未納の場合は、会員の資格をなくす。

(役員)

第5条

- 1 この会に、次の役員を置く
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、理事の互選による。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
なお、やむを得ない事情（自然災害や感染症の流行など）により理事会や総会の開催が困難な場合は、役員の任期を3年に伸ばすことができる。

(顧問)

第6条

- 1 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦に基づき会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応じる。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

(理事及び監事の選出)

第7条

- 1 理事は、県内4地区（県北、県中、県西、県南）ごとに選ばれた機関・団体の代表者及び理事会の推薦による個人会員を代表するものとする。
- 2 監事は理事会の推薦によるものとする。

(役員の仕事)

第8条

- 1 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を組織し、重要な会務を審議・執行する。

4 監事は会務及び会計の監査にあたる。

(会議)

第9条

1 総会は、機関・団体の代表者及び個人会員を代表する理事によって構成する。

2 総会は、年1回会長が招集する。

3 総会は、役員選出、会則の改正、収支予算、決算、事業計画、その他重要事項を審議し決定する。

4 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

5 すべての会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 すべての会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(経費)

第10条 この会の運営に要する経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第11条 この会の会費は次のとおりとする。

1	30名以下の機関・団体	年額	4,000円
2	31名以上51名未満の機関・団体	年額	4,500円
3	51名以上の機関・団体	年額	5,000円
4	個人	年額	1,500円

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条

1 この会に事務局を置く。

2 事務局は会長の総括のもとに事務を処理する。

3 事務局に事務局長及び書記を置く。

4 事務局の職員は会長が委嘱する。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この会則は、昭和48年11月10日から施行する。

附則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成13年7月18日から施行する。

附則

この会則は、平成18年6月6日から施行する。

附則

この会則は、令和2年7月18日から施行する。

附則

この会則は、令和3年9月22日から施行する。